

20教義第1151号  
平成21年2月5日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会教育長

学校における携帯電話等の取扱いについて（通知）

このことについて、平成21年1月30日付20文科初第1156号で文部科学省初等中等教育局長から別添写のとおり通知がありました。

については、管内の市町村教育委員会及び各学校に対して周知をお願いします。

なお、県内の市町村教育委員会及び各学校では、携帯電話の取扱い等について、学習活動に不要な物を原則学校に持込まない等の規則により、適切な対応がなされておりますので、今後も引き続き同様の方針で対応していただきますようお願いいたします。